

2019年1月4日現在

商 品 名	総合口座	
	普通預金	定期預金 〔スーパー定期、スーパー定期300、大口定期（自由金利型定期預金）、期日指定定期預金、変動金利定期預金〕
	普通預金（無利息型）	
販 売 対 象	満20歳以上の個人の方	
そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の対象商品です。 ・ 普通預金無利息型は、預金保険制度により全額保護の対象となる「決済用預金」に該当します。 	

※本商品は、「普通預金」または「普通預金（無利息型）」と「定期預金」の複合商品となっております。詳しい内容につきましては、「普通預金」商品概要説明書ならびにお預入れの「定期預金」の商品概要説明書をご参照ください。

■自動借入れについて

し く み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通預金の残高が不足した場合、不足額について定期預金を担保に自動借入れができます。 ・ 普通預金にご入金いただければ、自動的に返済が行われます。
担 保 の 種 類	【定期預金】 スーパー定期、スーパー定期300、大口定期（自由金利型定期預金）、期日指定定期預金、変動金利定期預金
自 動 借 入 限 度 額	定期預金合計額の90%または最高限度額200万円のうちいずれか少ない金額となります。
お 借 入 利 率	お利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日に普通預金口座から引き落とされます。 (担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)
金 利 情 報 の 入 手 方 法	店頭金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理室 お客さま相談センター（9時～17時、電話：0120-456-763）にお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理室 お客さま相談センターまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。